

# 園芸施設共済のご加入にあたって

## 〈重要事項説明書〉

### マークのご説明

**契約概要** 制度の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご契約に際して加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

この説明書は、園芸施設共済への加入にあたり、加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。必ず最後までお読みいただき、内容をご確認しご理解の上、お申し込みください。

この説明書で不明な点がございましたら、山口県農業共済組合（以下、「組合」といいます。）にお問い合わせください。

## ご加入についての事項

### 加入申込みと共済関係の成立

#### 契約概要

園芸施設共済の共済関係は、加入される方が別途定めている園芸施設共済加入申込書（告知事項を含む。以下「加入申込書」といいます。）に必要事項を記入、自署または記名押印して組合に申込み、組合が承諾したときに成立します。

加入される方が所有または管理するすべての特定園芸施設について申込みいただきます。ただし、次の①から⑥の事由に該当する場合は除きます。

- ① 共済価額が、申し出た小損害不填補の基準金額が10万円又は20万円である場合に当該金額以下であること。
- ② 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
- ③ 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
- ④ 通常の管理が行われず又は行われぬおそれがあること。
- ⑤ 他の損害保険等に付されており、かつ、共済関係を成立させない旨の申出をした場合。
- ⑥ 経過年数が、区分ごとに定める耐用年数の2.5倍を超えており、かつ、共済関係を成立させない旨の申出をした場合。

また、特定園芸施設の申込と同時に次の(ア)から(エ)の事項を申出することができます。

(ア) 附帯施設又は施設内農作物の加入。

(イ) 特定園芸施設本体に係る撤去費用の額、特定園芸施設本体及び附帯施設に係る復旧費用の額を補償の対象とする旨。

(ウ) 小損害不填補の基準金額。

(エ) 自動継続特約を付する旨。

### 共済関係の解除

#### 契約概要

#### 注意喚起情報

#### (1) 告知義務違反による解除

加入者が、填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をされたとき。

#### (2) 重大事由による解除

- ① 加入者が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 加入者が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由があること。

### 共済金額

#### 契約概要

共済金額は、園芸施設等ごとに共済価額（共済目的とした場合の附帯施設又は施設内農作物や撤去・復旧費用基準額を含む）の40%から80%の範囲内（以下「付保割合」といいます。）で加入される方が選択された付保割合を乗じた金額。

ただし、付保割合80%を選択した場合には、当該金額に当該共済価額（施設内農作物に係るものを除く。）の10%又は20%に相当する金額のうち加入される方が申し出た金額を加えて得た金額を共済金額とする特約を付することができます。

(注) 園芸施設共済は時価額を補償するため、再建築価額（再取得価額）に時価現有率及び被覆経過割合等を乗じて共済価額を算定します。

### 共済責任の開始及び共済責任期間

契約概要 注意喚起情報

共済責任期間は、加入される方から共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始し、1年間となります。（未被覆期間がある場合も原則その期間を含みます。）継続加入の場合は、従前の共済責任期間の終了する日の1か月前から終了する日の前日までに共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。特定園芸施設の設置期間が周年でない場合には、1か月以上1年未満とすることができます。

### 共済関係の消滅

契約概要 注意喚起情報

パイプハウスの場合は損害があったパイプの数が9割以上のとき、パイプハウス以外の場合は損害額が共済価額の8割以上のときは、全損または経済的全損として取扱います。この場合、共済関係は消滅します。

### 共済事故についての事項

契約概要

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

- ① 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- ② 火災
- ③ 破裂及び爆発
- ④ 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
- ⑤ 車両及びその積載物の衝突及び接触
- ⑥ 病虫害（施設内農作物に加入している場合）
- ⑦ 鳥獣害

### 支払責任のない損害

契約概要 注意喚起情報

共済事故によって生じた損害であっても、次の場合には共済金をお支払いしません。

- ① 戦争及び変乱によって生じた損害
- ② 共済目的の性質若しくは瑕疵又は自然の消耗による損害（自然の消耗によって生じた被覆物の損害など）
- ③ 加入者又はその者の法定代理人（加入者が法人であるときは、法人の業務を執行する役員を含む。）の故意又は重大な過失によって生じた損害（ただし、加入者が損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、故意によって生じた損害）
- ④ 加入者と同一世帯に属する親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）
- ⑤ 加入者（加入者が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む。）の植物防疫法の規定違反によって生じた損害

### 共済金の支払いについての事項

契約概要 注意喚起情報

園芸施設共済に加入した園芸施設が、上記共済事故によって損害を被ったとき園芸施設1棟（附帯施設及び施設内農作物を併せて加入した場合も含む。）ごとに、損害の額が選択した小損害不填補の基準を越える場合に共済金をお支払します。

小損害不填補とは

- ① 損害の額が3万円または共済価額の20分の1に相当する金額（小損害不填補の基準金額を1万円とする特約を付加することもできます。）
- ② 損害額が10万円
- ③ 損害額が20万円
- ④ 損害額が50万円
- ⑤ 損害額が100万円に満たない場合、共済金の支払対象としないことをいいます。共済金の支払額は損害額に付保割合を乗じて算出します。

## 損害額の算出（損害評価方法）

損害額は、被害額から残存物価額及び賠償金等を差し引いて算出します。

### ○特定園芸施設

#### ア) 本体

パイプハウス以外の場合は、園芸施設共済評価要領に従い部材ごとに評価し損害割合で算出します。またパイプハウスの場合は、次によりパイプごとに被害判定を行い、被害パイプ本数を積算し、パイプの被害割合を算出します。

- ・局部的に激しく曲がったり、または腰折れをおこしている。
- ・主骨材が直管パイプで、つなぎのできない大きな曲がりのもの
- ・施設内部で通常の栽培作業を行うことが不可能なもの

#### イ) 被覆材

構造部分（妻面、側面、屋根面）ごとに被害面積割合を算出します。被害面積割合とは、被覆面積に対する新たに被覆を要する面積の割合です。新たに被覆を要する面積とは、受け材（タルキおよびパイプ）単位に修復するとして最小限度の重複部分を含め破損した部分の面積です。また、プラスチックフィルム等の損害額の算出には、共済責任期間開始からの経過月数に応じた自然消耗割合が適用されます。

### ○附帯施設

修繕費に時価現有率を乗じて算出します。修繕費は、共済事故発生の直前の状態に復旧するための最低限の費用として、施行業者の見積書等により算出します。

### ○施設内農作物

共済事故が発生した都度、その被害の進行が停止したときに損害評価を行い、生育ステージを考慮した損傷程度により算出します。

### ○特定園芸施設撤去費用額

特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を超える場合、または特定園芸施設の損害割合（被覆材を除く）が50%（ガラス室は35%）を超える場合であって、特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書（内訳明細等を明らかにする書類を含む。）が提出されたときに算定します。

### ○園芸施設復旧費用額

園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書（内訳明細等を明らかにする書類を含む。）が提出されたときに算定します。

## 共済金が支払えない場合についての事項

### 契約概要

### 注意喚起情報

次のような場合には、共済金の全部又は一部をお支払いできないことがあります。

- ① 通常すべき管理、その他損害防止の義務を怠ったとき。
- ② 損害防止の指示に従わなかったとき。
- ③ 組合への損害発生の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ④ 正当な理由がなく損害に関する書類の提出を拒み、その書類に故意に不実のことを表示し又はその書類を偽造若しくは変造したとき。
- ⑤ 加入申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき（組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- ⑥ 譲渡、移転、解体、増築、改築または構造の変更に係る異動通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ⑦ 正当な理由がないのに、特定園芸施設の被覆期間の変更の異動通知に伴う追加共済掛金の払込を遅滞したとき。
- ⑧ 正当な理由がないのに第2回目の共済掛金の払込みを遅滞したとき。

## 加入者の義務についての事項

注意喚起情報

### 損害発生通知及び調査への協力

- (1) 加入した特定園芸施設等に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。
- (2) 撤去費用又は復旧費用に加入の場合で、損害が発生した時は、復旧計画書の提出をお願いします。また、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、費用に係る請求書又は領収書の写しの提出をお願いします。
- (3) (2)の請求書又は領収書の写しは共済事故の発生日から1年以内に提出しなければなりません。ただし、以下のいずれかの場合は、3年に限り、延長することができますので、組合まで申し出てください。
  - (ア) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町で撤去若しくは復旧が行われる場合
  - (イ) 施工業者若しくは復旧資材の不足その他組合員の責めに帰することができない事由により撤去または復旧が滞った場合

### 損害防止の義務

加入者は、加入した特定園芸施設等について通常の管理・損害防止を行ってください。

### 通知義務

加入した共済目的について次に掲げる異動が生じた場合は、組合への通知をお願いします。

- ①共済目的の譲渡し、移転、解体、増築、改築、構造若しくは材質の変更又は共済事故以外の事由による破損(軽微なものを除く。)若しくは滅失
- ②共済目的を他の保険又は共済に付したこと。
- ③特定園芸施設の被覆期間の変更
- ④施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更
- ⑤施設内農作物の発芽又は移植

## 個人情報の取扱いについての事項

注意喚起情報

- (1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合・農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (2) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

## その他の事項

注意喚起情報

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに共済金の確実な支払に努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。